

生徒心得

総 則

本校生徒は、真剣な態度で学業に臨み、本校の教育目標の達成とより良き校風の樹立を目指して努力すること。

細 則

1 服装について

学習する場にふさわしい、常に高校生としての自覚を持ち、質素、端正、清潔を旨とする。

(1) 男子

市販の黒の詰襟学生服・標準型学生ズボンとし、左襟に校章、白いワイシャツを着用すること。夏季は、黒の標準型学生ズボン、白いワイシャツ、または紺か白のポロシャツとする。気象によっては、黒の詰襟学生服の着用を許可する。

(2) 女子

本校指定のブレザー、スカート（丈も含む）またはスラックス、ネクタイとし、白いブラウスを着用すること。また、ブレザーの左襟に校章を付けること。夏季は、本校指定のスカート（丈も含む）またはスラックス、白いブラウス、または紺か白のポロシャツとする。

気象によっては、本校指定のブレザーの着用を許可し、ネクタイは付けなくてもよい。

(3) 男女共通

- ・ボタンは、本校指定のものとし、冬季は校章を左襟に付けること。
- ・気象によって、黒・紺系及び白ベージュ系の無地のセーター、またはベストの着用を許可する。

- ・学生服、ブレザーの下にフードのついた衣類等の持ち込みを禁止とする。
- ・服装は白を基調とし、常に会社見学や就職試験に着用して行けるものとする。
- ・下履きは、黒・茶系色の革靴、もしくは運動靴とする。上履きは、学年指定色の運動靴とし、クラス、氏名を明記の上、下履きと厳重に区別する。
- ・実技や実習では、所定の服装とする。
- ・冬季の防寒着は、黒か紺系及び白かベージュ系の無地のコート及びジャンパーを許可する。(皮ジャンパーは禁止) また、その下に学生服(男子)・ブレザー(女子)を着用すること。
- ・ピアス、指輪、ネックレス、つけ爪、ウィッグ等の装身具、口紅、マニキュア、つけまつげなどの化粧品は禁止する。

2 頭髪について

特殊、または奇抜な髪形(長髪、ソフトモヒカン、パーマメント、染色、脱色等)は禁止する。なお、女子の長い髪は、実習や実技における危険防止のため束ねる(三つ編み含む)こと。

3 諸届及び手続きについて

(1) 欠席届

欠席する場合に、事前にその旨を担当に連絡し、許可を得る。

(2) 欠課・早退届

理由があって、授業を欠席したり、早退したりする場合は、事前に担任または教科担任の許可を得る。

(3) 公欠届

生徒会活動、部活動、就職試験等で授業を欠席、

または遅刻・早退する場合は、事前に顧問または担任の許可を得る。

(4) 外出届

登校後、やむを得ず外出する場合は、担任の許可を得ること。

(5) 破損届

校舎内外の施設、設備などを破損した場合は、担任・顧問に報告し、指示を受けること。破損状況によっては、弁償となる。

(6) 校舎・校庭使用願

土・日曜、休日等に校舎・校庭を使用する場合は、担当する教員の許可を得ること。

(7) 居残り届

特別な事情により午後5時以降も残留する場合は、必ず担当教員の許可を得ること。

(8) 異装届

定められた服装以外を着用する必要がある場合は、理由と期間を保護者が記入し、捺印の上、担任経由で生活指導部へ届け出て、許可を得ること。

(9) 掲示・配布許可願

校内に掲示し、印刷物その他を発行し配布する場合は、責任者を明記し、担当する教員を経て学校の許可を得ること。

4 アルバイトについて

原則として禁止する。やむを得ない場合は、担任に申し出ること。

5 オートバイ・自動車等について

免許取得には制限はない。しかし、交通規則を遵守し安全運転を心がけること。なお、通学的手段として

使用することは禁止する。

6 ロッカーの使用について

学校で使用する物品を整理し、安全に保管する目的以外での使用を禁止するとともに丁寧に扱うこと。

7 休学・復学・転学・退学について

理由を明確にし、担任へ相談すること。その後、保護者の理解と同意を得た上で、所定の書類を担任経由で学校長に提出し、許可を得ること。

なお、病気等による休学は、3か月以上の休養を必要とし、期間は2ヶ年内とする。

8 登校禁止について

伝染病、感染症、その他の理由によって、必要と認められた場合は、期間を決めて登校を禁止する。

9 賞罰について

学業、人物その他が優秀であって、他の生徒の模範と認められたものに対しては、これを表彰することがある。また、教育上必要があると認められた場合は、次のような懲戒及び指導を行う。

1 厳重注意 2 登校・自宅謹慎 3 退学

10 特別指導について

学校の内外を問わず、更生に向けて努力する意思がある場合は厳重に指導する。

- (1) 暴力行為
- (2) いじめ（精神的・肉体的な影響を与えること）
- (3) カンパ行為及び金銭の貸し借りや恐喝
- (4) シンナー、薬物、危険ドラッグ等に手を出すこと
- (5) 金銭物品の窃盗
- (6) 喫煙（同席含む）及び喫煙具所持
- (7) 飲酒（同席含む）及び所持

- (8) バイク・自動車通学（同乗含む）
- (9) 教員への暴言、指導無視、授業妨害
- (10) 考査中の不正行為
- (11) SNSやインターネット等での不正行為
- (12) SNSへの友達等を誹謗中傷する書き込み、プライバシーや個人情報に抵触する写真・動画の撮影、投稿や無断配信
- (13) その他学校の規則に反することや、学校の秩序を乱すなど、生徒としての本分を逸脱する行為

11 自転車通学について

自転車で通学するものは、届け出を提出し、次の事項を厳守すること。

- (1) 自転車保険に加入していること。
- (2) 車体は、安全適合（TSマーク）を受けていること。
変形ハンドルや後輪ステップの取り付け、ブレーキ、スタンドが無いなどは使用できない。
- (3) 車体へは、必ず学校指定のシールを指定された箇所
所に貼ること。
- (4) 交通規則に従うこと。
ヘルメットを着用し、イヤフォン、スマートフォン等を使用しての運転や、雨天時の傘さし運転、並走は絶対にしないこと。
- (5) 自転車は、登校後、必ず学校の定めた場所に置き、
施錠すること。
- (6) 届け出た自転車以外での通学は禁止する。